

# 家畜排せつ物の適正な保管・処分をお願いします！

家畜排せつ物(ふん尿)については、家畜排せつ物法による適切な保管・処理が畜産農家に求められています。

また、**廃棄物処理法でも家畜排せつ物は産業廃棄物として畜産農家が適正に管理・処分することが義務付けられています。**

今年、新聞等でも報道されましたが、令和4年7月に掛川市の養鶏場から大量の鶏ふんが流出したため、静岡県廃棄物リサイクル課は令和5年5月2日に、この養鶏業者と元代表取締役に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出しました。(別紙)

都市化や混住化が進む県内で、畜産経営を継続するためには、家畜排せつ物の適正な保管・処分を行い地域環境の保全への取組が欠かせませんが、静岡県廃棄物リサイクル課では、畜産業界に適正な廃棄物処理への理解が浅いとの認識があり、今般、下のような注意喚起を促す通知を発出しています。

**畜産農家・畜産法人の方々には、静岡県から発出された通知内容を確認・理解していただき、法令遵守の徹底をお願いします。**

## 畜産業における家畜排せつ物の適正な処理について（抄）

令和5年12月18日付け、静岡廃棄物リサイクル課長通知

静岡県経済農業協同組合連合会理事長 宛  
公益社団法人静岡県畜産協会会長 宛  
静岡県養豚協会会長 宛  
静岡県養鶏協会会長 宛

下記の事項について注意喚起をお願いします。  
記

- 1 家畜排せつ物は産業廃棄物(動物のふん尿)であるので、産業廃棄物処理基準及び保管基準に従い、適正に管理及び処分すること。
- 2 家畜排せつ物法に基づき適正な処理を行い、肥料等になるまでの間にあっても廃棄物処理法が適用される場合があることに十分留意すること。
- 3 畜産農家において産業廃棄物の不適正処理が疑われる場合のほか、必要に応じて当課又は健康福祉センターが立入検査を行う場合があること。

※詳しくは、県庁廃棄物リサイクル課が作成した資料を確認してください。



静岡県 排出事業者のための廃棄物処理法 で検索

提供日 2023/05/02  
タイトル 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令を发出了しました  
担当 暮らし・環境部 環境局廃棄物リサイクル課  
連絡先 不法投棄対策班  
TEL 054-221-3810



## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令を发出了しました。

### 1 要旨

掛川市横須賀字早稲ヶ谷地先の土地において、産業廃棄物を不適正に処分した法人等に対し、県は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条の5第1項に基づき措置命令を发出了しました。

### 2 措置命令の概要

区分	内容
被命令者	(1) 掛川市西大淵6408番地の142 オシリス株式会社 (旧 遠州EGG株式会社) (2) 上記(1)法人の前代表取締役
命令内容	掛川市横須賀字早稲ヶ谷2531番及び同2528番の土地に堆積する産業廃棄物及び当該土地から流出した産業廃棄物について全量撤去し、法第12条第1項の規定を遵守し適正に処理すること。
命令日	令和5年5月2日
履行期限	令和6年11月4日
根拠条文	法第19条の5第1項
措置を命じた理由	本件区域に産業廃棄物(鶏ふん)を当該法人の業務活動の一環として処分した行為は、法第12条に規定される産業廃棄物処理基準である法施行令第6条第1項第3号で準用する同第3条第1号イ(1)「廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること」に適合していない。当該処分行為により、産業廃棄物が更に流出し、河川の水質汚濁等の生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると認められるため。